	用されていた基準価格又は調達価格（消費税及び地方消費税に相当する額並びに発電側託送供給料金に相当する額が含まれる場合にあっては、これらの額を控除して得た額。以下この表において「変更認定前価格」という。）が二十九分の千百七十四から再生可能エネルギー発電設備の出力に二万九千分の十四を乗じて得た額を控除して得た額より低いときにあっては、変更認定前価格）	（略）	
五	第一種特定地熱発電設備であって、その出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの	二十九分の八百八十から再生可能エネルギー発電設備の出力に二万九千分の十を乗じて得た額（価格決定日がこの項第二号から第四号までに掲げる日のいずれかである場合であって、変更認定前価格が二十九分の八百八十から再生可能エネルギー発電設備の出力に二万九千分の十を乗じて得た額より低いときにあっては、変更認定前価格）	（略）
六	第二種特定地熱発電設備であって、その出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの	二十九分の五百五十八から再生可能エネルギー発電設備の出力に二万九千分の七を乗じて得た額（価格決定日がこの項第二号から第四号までに掲げる日のいずれかである場合であって、変更認定前価格が二十九分の五百五十八から再生可能エネルギー発電設備の出力に二万九千分の七を乗じて得た額より低いときにあっては、変更認定前価格）	（略）
七～九	（略）	（略）	（略）

五	第一種特定地熱発電設備であって、その出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの	二十九分の八百八十から再生可能エネルギー発電設備の出力に二万九千分の十を乗じて得た額	十五年間
六	第二種特定地熱発電設備であって、その出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの	二十九分の五百五十八から再生可能エネルギー発電設備の出力に二万九千分の七を乗じて得た額	十五年間
七～九	（略）	（略）	（略）